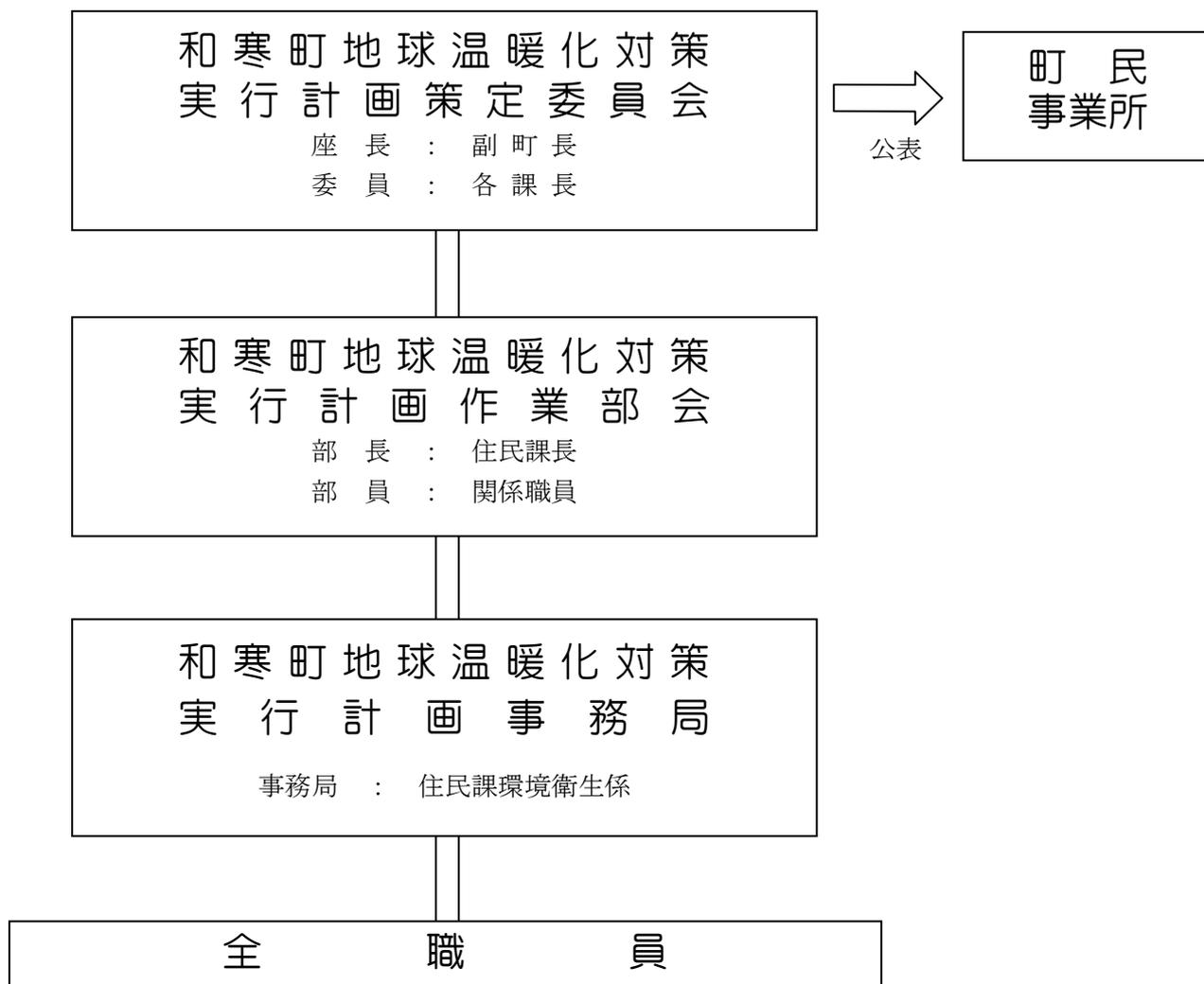


## 第5章 実行計画の推進

### 第1節 推進体制

本実行計画は和寒町全職員が地球温暖化防止への意識を高め、目標達成に向け確実に取り組みを行うことが重要と考えます。計画実行のため以下のとおり委員会等を設置し、実行計画の推進を図ります。

また、町民や各事業所に対しても本計画の内容を理解していただき、さらには協力が得られるよう啓蒙・啓発に努めていきます。



### 1. 和寒町地球温暖化対策実行計画策定委員会

本計画の推進のために、副町長を座長とし各課長で構成する、和寒町地球温暖化対策実行計画策定委員会（以下「策定委員会」）を設置します。

策定委員会では、次の事項について審議等を行い、目標達成のための必要な対策を推進します。

- ①本計画の基本的な策定方針の企画及び審議に関すること
- ②本計画の最終的な総合調整及び策定に関すること
- ③本計画の策定に関し必要な事項に関すること

### 2. 和寒町地球温暖化対策実行計画作業部会

本計画の策定、見直しについて住民課長を部長とし関係職員で構成する、和寒町地球温暖化対策実行計画作業部会（以下「作業部会」）を設置します。

作業部会では、次の事項について検討していきます。

- ①本計画策定に必要な調査及び検討に関すること
- ②本計画の素案の作成に関すること

### 3. 和寒町地球温暖化対策実行計画事務局

住民課環境衛生係が事務局となり、温室効果ガス排出量を集計し、進捗状況を策定委員会及び作業部会に報告します。また、全職員へ周知し、全庁的な取り組みの推進を図ります。

## 第2節 点検と公表

- 本計画に沿った取り組みが継続的に実施されているかを定期的に調査することで、本計画の取り組み状況の点検としていきます。
- 本計画の内容及び点検結果等は随時広報誌やホームページ等により住民に公表します。